

国立大学法人京都大学の組織に関する規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学の組織に関する規程</b> (平成16年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p><u>高等教育研究開発推進センター</u> 総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター ヒト行動進化研究センター</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター ヒト行動進化研究センター</p> <p>2～9 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年達示第70号) この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教員選考規程</b> (平成27年達示第76号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、<u>高等教育研究開発推進センター</u>、総合博物館、組織規程第3章第9節に定める教育院等(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、総合博物館、組織規程第3章第9節に定める教育院等(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年達示第70号) この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>

京都大学教員の任期に関する規程

(平成10年達示第23号)

(前略)

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						
野生動物研究センター			(略)			
高等教育研究開発推進センター	高等教育研究開発推進センター	ICTに立脚した教育の質向上研究プロジェクト	准教授	5年	可	
(略)						

別紙様式 (略)

別表第3

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同左)						
野生動物研究センター			(同左)			
(同左)						

別紙様式 (同左)

附 則 (令和4年達示第70号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。